

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。平成30年度決算における地方消費税交付金の用途については次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 57,785 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 780,518 千円

(単位:千円)

事業名	平成30年度 決算額	うち人件費等	社会保障 施策費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
A	B	A-B							
民生費	社会福祉費	425,671	82,761	342,910	186,581	0	27,766	128,563	9,518
	老人福祉費	497,292	9,428	487,864	28,592	70,800	16,017	372,455	27,574
	児童福祉費	187,045	54,029	133,016	77,100	0	29,137	26,779	1,983
	小計	1,110,008	146,218	963,790	292,273	70,800	72,920	527,797	39,075
衛生費	保健衛生費	278,233	14,997	263,236	2,500	0	8,015	252,721	18,710
	小計	278,233	14,997	263,236	2,500	0	8,015	252,721	18,710
合計		1,388,241	161,215	1,227,026	294,773	70,800	80,935	780,518	57,785

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。